

「医療情報・システム基盤整備 体制充実加算」の取得について

医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・
普及に関する加算の特例措置 暫定対応版

2022/12/23

日本医師会

本加算について、別途通知等が発出された場合は、そちらを参照ください。

オンライン資格確認の原則義務化への対応

Q5:令和5年4月よりオンライン資格確認の導入が原則義務化となりますが、オンライン資格確認端末とレセプトコンピュータや電子カルテシステムとの連携は必要でしょうか。

A5:オンライン資格確認端末のみでも、オンライン資格確認や医療情報の閲覧は可能であるため、レセプトコンピュータや電子カルテシステムとの連携は必須ではございません。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-21.html#gimukaQA01>

→義務化の条件をひとまずクリアするだけであれば、レセコンや電子カルテと連携せずに、オンライン資格確認システムの導入のみで可能です。

→オンライン資格確認対応のため、レセコンや電子カルテの買い替えによる高額な見積もりが出されている場合には、ひとまず、オンライン資格確認システムのみを導入し、買い替えのタイミングに連携するという選択肢もあります。

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を取得するためには、次のページ以降の対応が必要になります。

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」取得のために必要なこと

- 1. オンライン請求の実施
- 2. オンライン資格確認の体制確保
- 3. ポスターの掲示
- 4. 初診問診票の改訂
- 5. 同意情報の確認体制の確保

医療DXを推進し、医療機関・薬局において診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

中医協 総-12-2
4 . 8 . 1 0

- 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
- その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

オンライン資格確認等システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

○ 電子的保健医療情報活用加算

【医科・歯科】 マイナ保険証を利用する場合 7点（初診） 4点（再診） / 利用しない場合 3点（初診）
【調剤】 マイナ保険証を利用する場合 3点（月1回） / 利用しない場合 1点（3月に1回）

廃止

初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設（令和4年10月～）

（新）医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 **4点**
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 **2点**
※調剤は、1 **3点（6月に1回）**、2 **1点（6月に1回）**

医療機関・薬局に求められること

【施設基準】

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること（対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局）。
 - ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。（厚労省ポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと）
 - ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用（※）して診療等を行うこと。

【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。（留意事項通知）

（※）この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めることを予定（薬局については、文書や聞き取りにより確認する項目を定めるとともに、当該情報等を薬剤服用歴に記録することを求める予定）

診療情報を取得・活用する効果（例）

医療機関

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。
- ✓ 特定健診結果を診療上の判断や薬の選択等に生かすことができる。

問診票の標準的項目を新たに定める（イメージ）

問診票（初診時）

- 今日の状態
- 他の医療機関の受診歴
- 過去の病気
- 処方されている薬
- 特定健診の受診歴
- アレルギーの有無
- 妊娠・授乳の有無
- ……

※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。

薬局

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。
- ✓ 特定健診の検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能になる。

R4年8月時点で
オンラインにより
確認可能

今後、閲覧可能な情報が増えること等によって
正確な情報をより効率的に取得・活用可能となり、
更なる医療の質の向上を実現

初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設（令和4年10月～）

- 令和4年10月から「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されます。
- 上記に伴い、「電子的保健医療情報活用加算」は廃止となります。

【加算点数】 ※詳細は厚生労働省HP掲載もご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00041.html

○下記の施設基準を満たす保険医療機関・保険薬局で診療・調剤を行った場合のうち、

	医科・歯科	調剤
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 1 1-1 患者がマイナ保険証を持参しなかった場合（2-2の場合を除く。） 1-2 患者がマイナ保険証を用いた診療情報等の取得に同意しなかった場合	（初診時） 4点	（6月に1回） 3点
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 2 2-1 患者の同意を得た上でマイナ保険証で薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療等を行った場合 2-2 他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合	（初診時） 2点	（6月に1回） 1点

【施設基準】

- ① レセプトをオンラインで請求していること
- ② オンライン資格確認を行う体制を有していること
 なお、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日を登録すること
- ③ 次の内容を保険医療機関・保険薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること
 - ・ オンライン資格確認を行う体制を有していること
 - ・ 保険医療機関を受診した患者/保険薬局に来局した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療/調剤を行うこと

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の取得

【施設基準】

- ①レセプトをオンラインで請求していること
- ②オンライン資格確認を行う体制を有していること
なお、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日を登録すること
- ③次の内容を保険医療機関・保険薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること
 - ・オンライン資格確認を行う体制を有していること
 - ・保険医療機関を受診した患者/保険薬局に来局した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用（※）して診療/調剤を行うこと

（※）この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めることを予定（スライド8）

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の取得

【加算点数】 施設基準を満たしたうえで、

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 初診時4点

- 1-1 患者がマイナ保険証を持参しなかった場合（2-2の場合を除く）
- 1-2 患者がマイナ保険証を用いた診療情報等の取得に同意しなかった場合

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 初診時2点

- 2-1 患者の同意を得た上でマイナ保険証で薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療等を行った場合
- 2-2 他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合

●「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」に関する時限的な初診料の増点と再診料項目の追加

- 厚生労働大臣、財務大臣による大臣折衝において、令和5年度予算における診療報酬上の対応として、「オンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、令和5年12月末までの間、初診時・調剤時における追加的な加算、再診時における加算を設定するとともに、加算に係るオンライン請求の要件を緩和する」ことが検討項目として挙げられ、諮問機関である中医協での議論ののち、同加算に修正が加えられました。

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の取得

【施設基準】（緩和措置）

④ 加算要件の特例として、オンライン資格確認の体制整備は完了しているが、オンライン請求を行っていない（光ディスク提出などの）医療機関について、

オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届け出を行うことで、「医療情報・システム基盤整備充実体制加算」の要件を満たしたこととして、加算が取得できることになりました（令和5年12月31日まで）。

（※）この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めることを予定（スライド8）

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の取得

【加算点数】 施設基準を満たしたうえで、（初診時）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 初診時4点→6点

- 1-1 患者がマイナ保険証を持参しなかった場合（2-2の場合を除く）
- 1-2 患者がマイナ保険証を用いた診療情報等の取得に同意しなかった場合

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 初診時2点（変更なし）

- 2-1 患者の同意を得た上でマイナ保険証で薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療等を行った場合
- 2-2 他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」の取得

【加算点数】 施設基準を満たしたうえで、（再診時）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算3 再診時2点（新設）

- 1-1 患者がマイナ保険証を持参しなかった場合（2-2の場合を除く）
- 1-2 患者がマイナ保険証を用いた診療情報等の取得に同意しなかった場合

再診時 加算無し

- 2-1 患者の同意を得た上でマイナ保険証で薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療等を行った場合
- 2-2 他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報の提供を受けた場合

初診時「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」取得フロー図

<施設基準・算定要件>

すべて「はい」の場合だけ算定できます。

オンライン請求
を実施している

OR

令和5年12月までにオン
ライン請求を始めるとい
う届け出をしている場合

オンライン資格確認を導入している

ポータルサイトで運用開始日を登録した

オン資格対応について医療機関の見やす
い場所及びホームページ等で掲示している。
必要に応じて患者に説明をしている。

初診時の問診票がオン資格
確認の項目に対応している

<加算点数> 初診時

下記条件によって、算定で
きる点数が決まります。

他の医療機関からその患者の
診療情報を受け取って活用した

患者がマイナ保険証
を持参しなかった

患者が
診療情報の取得
に同意しなかった

充実加算1
6点を算定

充実加算2
2点を算定

再診時「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」取得フロー図

<施設基準・算定要件>

すべて「はい」の場合だけ算定できます。

オンライン請求
を実施している

OR

令和5年12月までにオン
ライン請求を始めるとい
う届け出をしている場合

オンライン資格確認を導入している

ポータルサイトで運用開始日を登録した

オン資格対応について医療機関の見やす
い場所及びホームページ等で掲示している。
必要に応じて患者に説明をしている。

再診時に薬剤情報の確認、必要に
応じて健診情報等の確認を行う

<加算点数>再診時

下記条件によって、算定で
きる点数が決まります。

他の医療機関からその患者の
診療情報を受け取って活用した

患者がマイナ保険証
を持参しなかった

患者が
診療情報の取得
に同意しなかった

充実加算3
2点を算定

加算なし

見やすい場所及びホームページ等に掲示

1. 院内掲示については、運用開始時に送られてくるポスターの下に、赤枠の文言の紙などを張り合わせて掲示する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000820450.pdf>

2. ホームページ等への掲示は、

- ・自医療機関のホームページ
- ・自治体、地域医師会等のホームページや広報誌
- ・医療機能情報提供制度のページ等への掲載等が該当。(疑義解釈 問6)

加算に関する疑義解釈通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985149.pdf>

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

マイナ受付
マイナンバーカードを
書いてください。

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能に!
初めての医療機関等でも、薬用機器等の調剤機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※設置できるのは、医師・歯科医師・薬剤師の資格のみです。

POINT 02
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要!
医療保険適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!

事前に登録するだけで利用できます!

詳しくは **マイナポータル**

患者の皆様へ

- 当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
- 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用(※)を満たす対応

初診時の問診票がオンライン資格確認への対応が必要です。

別紙様式54 を参考に、

・現在利用中の初診問診票と見比べて、必要な項目の追加を行う。

・患者への掲示のため下段の記載を問診票に追加する必要があります。

初診時の標準的な問診票の項目等
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985121.pdf>

(別紙様式 54)

初診時の標準的な問診票の項目等

医療情報・システム基盤整備体制充実加算を算定する保険医療機関は、当該医療機関の受診患者に対する初診時間診票の項目について、以下を参考とすること。

- マイナ保険証による診療情報取得に同意したか
- 他の医療機関からの紹介状を持っているか
- 本日受診した症状について
 - ・ ・ ・ 症状の内容、発症時期、経過 等
- 現在、他の医療機関に通院しているか
 - ・ ・ ・ 医療機関名、受診日、治療内容 等
- 現在、処方されている薬があるか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、直近1ヶ月以内の処方薬を除き、記載を省略可能※）
 - ・ ・ ・ 薬剤名、用量、投薬期間 等
- これまでに大きな病気にかかったことがあるか（入院や手術を要する病気等）
 - ・ ・ ・ 病名、時期、医療機関名、治療内容 等
- この1年間で健診（特定健診及び高齢者健診に限る）を受診したか（マイナ保険証による情報取得に同意した患者については、記載を省略可能※）
 - ・ ・ ・ 受診時期、指摘事項 等
- これまでに薬や食品などでアレルギーを起こしたことがあるか
 - ・ ・ ・ 原因となったもの、症状 等
- 現在、妊娠中又は授乳中であるか（女性のみ）
 - ・ ・ ・ 妊娠週数 等

※マイナ保険証により取得可能な情報については、令和4年9月上旬現在の状況

なお、問診票の項目とは別に、以下の内容についても問診票等に記載すること。

- 当該医療機関は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）であること。
- マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的に利用いただきたいこと。

(記載例)

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。
◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算(初診時) 加算1 4点 加算2 2点(マイナ保険証を利用した場合)

既存の初診時間診票の改訂

<既存の初診時間診票にあると思われる項目>

(なければ追加してください)

- 他の医療機関からの紹介状を持っていますか？
(はい・いいえ)
- 本日受診した症状について教えてください。
・・・症状の内容、発症時期、経過 等
- 現在、他の医療機関に通院していますか？
・・・医療機関名、受診日、治療内容 等
- これまでに入院や手術など大きな病気にかかったことがありますか？
・・・病名、時期、医療機関名、治療内容 等
- これまでに薬や食品などでアレルギーを起こしたことがありますか？
・・・原因となったもの、症状 等
- 現在、妊娠中又は授乳中ですか？(女性のみ)
・・・妊娠週数 等

<マイナ保険証対応で追加する項目>

- マイナ保険証による診療情報取得に同意しましたか？
(はい・いいえ)

<一部変更となる項目>

- 現在、処方されているお薬がありますか？(マイナ保険証で情報取得に同意された方は、直近1ヶ月以内の処方薬以外は、省略可能です)
・・・薬剤名、用量、投薬期間 等
- この1年間で「特定健診」もしくは「高齢者健診」を受診しましたか？(マイナ保険証で情報取得に同意された方は省略可能です)
・・・受診時期、指摘事項 等

上記に加えて
こちらの文言を
記載する必要があります。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算(初診時)
加算1:4点 加算2:2点(マイナ保険証を利用した場合)

再診時の対応

- 再診時に薬剤情報の確認、必要に応じて健診情報等の確認を行う
- 現在、情報を確認いただければ、特に書面等に残す必要はないですが、内容に変更等ある場合は随時変更いたします。

初診問診票の2枚目として追加（例）

○マイナ保険証による情報取得に同意しましたか？

（ はい ・ いいえ ）

○現在、処方されているお薬がありますか？

（ はい ・ いいえ ・ お薬手帳を提出します ）



薬剤名（ ） 用量（ ） 投薬期間（ ）

薬剤名（ ） 用量（ ） 投薬期間（ ）

薬剤名（ ） 用量（ ） 投薬期間（ ）

（※マイナ保険証で情報取得に同意された方は、直近1ヶ月以内のお薬のみお書きください）

○この1年間で「特定健診」または「高齢者健診」を受診しましたか？

受診時期（ ） 指摘事項（ ）

（※マイナ保険証で情報取得に同意された方は省略可能です）

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

◆医療情報・システム基盤整備体制充実加算(初診時)
加算1:4点 加算2:2点(マイナ保険証を利用した場合)

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」取得に関するQ A

Q

オンライン資格確認の端末設置時に、患者の手間を減らすために、同意画面を省いて表示しないようにしていた。この場合は、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定できるか。

A

今回の加算は、情報を利活用する体制を評価する加算であるため、患者同意により情報を取得できるようになっていない状態では、加算が算定できません。

同意取得画面を表示するように設定変更してください。

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」取得に関するQ A

Q

顔認証付きカードリーダーではなく、汎用カードリーダーを用いた場合、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定する方法はあるか。

A

汎用カードリーダーを用いる場合は、受付にて「目視」もしくは「PIN入力」による本人確認を行ったうえで、医療情報の提供同意について、口頭で同意を取得し、資格確認端末で受付担当者が入力することで算定が可能です。

受付の事務負担が増えますので、顔認証付きカードリーダーの利用を推奨いたします。

また、オンライン資格確認の補助金を受け取るための条件として、「顔認証付きカードリーダーの取得」があります。同リーダーの申し込みを行わない場合、補助金が受け取れませんのでご注意ください。

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」取得に関するQ A

Q

医療情報の活用について、診療情報の取得同意を得た後に、どのようにすると情報が閲覧できるのか。

A 3種類の取得方法があります。

a. 電子カルテと連携

b. 閲覧用端末（パソコン）を設置

c. 資格確認端末で閲覧／紙印刷

次ページを参照。



薬剤情報・特定健診等情報の閲覧方法及び準備作業について

薬剤情報・特定健診等情報の閲覧は、主に以下のパターンにて利用可能です。導入しているシステム環境や業務の実態に応じてご検討ください。まずは、システムベンダーへ相談をお願いいたします。

閲覧方法の例

ご対応いただく作業

a. 電子カルテシステム/調剤システムで閲覧するパターン

診察室等にて、現在ご利用の電子カルテ等のパソコンで、患者の薬剤情報等を閲覧することができます。



- パッケージソフトの改修機能のインストール、設定

※電子カルテシステム/調剤システムのシステムベンダーへご利用のシステムが医療情報等の閲覧に対応しているかどうか、ご相談ください。

b. 閲覧用端末で閲覧するパターン

診察室等にて、新たに薬剤情報等閲覧用端末（パソコン）を設置し、閲覧用端末で患者の薬剤情報等を照会し、閲覧することができます。



- セキュリティ基準を満たした薬剤情報等閲覧用端末の増設
- 閲覧用端末を使用する場所（診察室等）へオンライン資格確認等システム接続可能回線の引き込み
- 薬剤情報等閲覧用端末において閲覧するための設定

※令和3年10月中旬より利用可能です。

c. 資格確認端末で閲覧するパターン

受付に設置されている資格確認端末で患者の薬剤情報等を閲覧できます。また、結果を紙に印刷等して、閲覧することができます。



- 資格確認端末において閲覧するための設定

※令和3年10月中旬より利用可能です。

※ 既にオンライン資格確認の導入済の場合やご自身で設定を行う場合は、セットアップ手順書を公開していますので、導入する閲覧方法に応じてご活用ください。






閲覧方法b: [医療機関等向けセットアップ手順書（医療情報閲覧用端末編）](#)

閲覧方法c: [医療機関等向けセットアップ手順書（資格確認端末にて医療情報閲覧用端末の画面を利用する場合）](#)

※ 薬剤情報・特定健診等情報の閲覧には、顔認証付きカードリーダー等によるマイナンバーカードでの患者の本人確認及び同意取得が必要です。

資格確認端末での医療情報 (特定健診・薬剤情報) の閲覧について

- ✓ 医療機関・薬局の実態・ニーズを踏まえ、**資格確認端末に医療情報閲覧用ショートカットを置くことで、医療情報 (特定健診・薬剤情報) の閲覧を利用することができるようにする。**
- ✓ セキュリティの観点から厳格なアクセス権限を行い、2 ユーザー以上が同時利用できないように制御する。

実現方法	起動するショートカット	メニュー表示	説明
資格確認端末に各機能起動用のショートカットを配置	資格確認用 	 <p>医療情報閲覧機能はメニュー表示されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 資格確認端末には2種類のショートカットを配置。 • 一般アカウントでは医療情報閲覧用にログインできない。 • 資格確認用メニューに医療情報閲覧機能のリンクは表示しない。 • 医療情報閲覧機能から照会した医療 (特定健診・薬剤) 情報は、印刷可能。  <p>※管理アカウントも同様</p>
医療情報閲覧用ショートカット (追加)	医療情報閲覧用 		

利用ケース：資格確認結果をレセコン等へ連携していない医療機関の場合

- ✓ 資格確認と医療情報閲覧を同一端末で実施することから、窓口職員による医療情報の閲覧を防ぐため、利用用途ごとにショートカットを分け、2 ユーザー以上の同時利用を制御する。
- ✓ 窓口職員が資格確認機能を利用している場合は、一旦ログアウトし、医療情報閲覧用ショートカットに医療情報閲覧アカウント利用者 (医師等) にてログインする。

手順書

閲覧方法 b（閲覧用端末）

医療情報閲覧用端末のセットアップ

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/setup_iryojouho.pdf

閲覧方法 c（資格確認端末）

資格確認端末にて、医療情報閲覧用端末の画面を利用する

https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/setup_iryojouhoetsuran.pdf

「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」に関する Q A

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000985149.pdf>